

御嵩町新庁舎等整備事業 質問に対する回答【募集要領】

No.	ページ	項目	箇所	質問内容	回答
1	3	2	(4)③ア	建設業務に、「仮設庁舎の建設工事」との記載がありますが、仮設庁舎の実施設計完了時期、確認申請がおりる時期を教えてください。また北庁舎等改修の具体的な内容も教えてください。現状復旧とはクリーニング程度で宜しいでしょうか。	別事業で実施している仮設庁舎の実施設計は、令和7年8月末の完了を見込んでおり、その後、当該設計図書に基づき確認申請を行う予定です。北庁舎等の改修については、現時点で具体的な内容は決まっておりませんが、主にコンセントや通信ケーブルの増設、WiFi機器の新設などを予定しております。なお、現状復旧の考え方についてはお見込みのとおりです。
2	3	2	(4)③エ	建設業務に、「新庁舎敷地外構工事（防災広場を含む）」と記載がありますが、防災広場における工事内容は各社の提案という理解でよろしいですか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
3	3	2	(4)③キ	建設業務に、「新庁舎に整備する什器・備品等設置業務」とありますが、什器・備品そのものの費用は事業に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、含まれるのであれば、設置する什器・備品の品名・品番・大きさ・数量をご提示ください。	備品・什器類の費用は事業費に含みます。設置する什器類の仕様については事業者の提案としますが、数量については要求水準書図面集05【新庁舎レイアウト図面】を参考とするほか、参加事業者において検討されている設計レイアウトにより算出をお願いします。
4	3	2	(4)③コ	建設業務に、「新庁舎への移転・引越し業務」と記載がありますが、移転・引越し業務の内容を具体的に提示ください（どの建物にあるのか、また品物、数量を階数毎にご提示ください）。また、同頁「◎建設業務 ア 仮設庁舎の建設工事（北庁舎等改修、移転業務を含む）」に含まれます移転業務につきましても併せて具体的な内容をご提示願います。	新庁舎への移転・引越し業務の内容については、書類の移設が主であり、文書量については概ね3200～3300ファイルメータ（A4）を想定しております。また、仮設庁舎等への移転・引越し業務の内容については、現在使用中のキャビネット（書類含む）、職員デスク、イス、窓口カウンター等の移設が主となります。なお、必要に応じ現地確認による文書量等の確認も可能です。
5	3	2	(4)③サ	建設業務に、「新庁舎開庁に向けた準備業務」と記載がありますが、準備業務とは具体的にはどのような内容でしょうか。ご教示ください。	新たに導入する設備やシステム等の動作確認や操作方法に関する職員研修など、スムーズな開庁に向けた事前準備を想定しております。
6	4	2	(6)	新庁舎の設計が令和7年8月～令和9年8月頃までとなっていますが、早期に終了し、早期着工する事は可能でしょうか。その場合、着工できる最短の時期をご教示願います。	別事業で行う敷地造成工事との調整が必要なため、建物工事の早期着手の可能性について明確なお答えができません。なお、現時点では令和9年度中頃の建物工事着手を予定しております。
7	4	2	(6)	実施スケジュールに、事業契約締結との記載がありますが、関係する契約書案をお示しください（ex. 事業契約書、基本協定書、設計施工一括契約書、維持管理・運営業務委託契約書等々） また、事業契約以外の契約関係締結スケジュールをお示しください。	第1回答（募集要領）N0.5の回答のとおり。 なお、事業契約以外の契約関係については、基本協定締結後、町と事業者において協議し決定してまいります。

8	4	2	(7)	事業限度額に関して、今後も物価・人件費の上昇が見込まれることから、入札時から業務開始までに上昇した費用については、町側でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。特に維持管理業務は、令和11年5月（予定）から開始となるため、物価・人件費の上昇幅を想定することが出来ません。	物価スライドの適用により変更契約等の対応が必要と考えております。なお、維持管理業務期間中においては、町及び事業者双方の協議の上、概ね3年毎に業務内容や頻度、金額等の見直しも予定してまいります。
9	4	2	(8)	「事業者は、契約約款に基づき前払金及び中間前払金を請求することができる」とありますが、契約約款を提示いただけますでしょうか。この前払金及び中間前払金の請求方法については、今後ご提示いただく契約約款に記載があると理解してよろしいでしょうか。	第1回回答（募集要領）N0.1の回答のとおり。
10	6	3	(2)②ウ	設計企業が2社で構成する場合、ウの要件は1社が満たせばよろしいでしょうか。	2社とも、ウの要件を満たす必要があります。
11	11	9	(1)	参加表明後に、参加できなくなった場合にペナルティーはございますでしょうか。ペナルティーの発生する時期はございますでしょうか。	特段ペナルティの負荷は考えておりません。
12	15	14		評価委員会のメンバー（氏名、所属・役職等）の開示は可能でしょうか。	事後公表を予定しております。
13	18	19	(2)	予測されるリスク及び町と事業者の責任分担を要求水準書において示すとありますが、要求水準書の何頁に記載されていますでしょうか。	「要求水準書において示す」は誤りでした。正しくは「要求水準書図面集」のNo.13【リスク分担表】に記載しております。